

令和3年度（第2回）甲賀市地域防災計画修正の概要について

◎甲賀市地域防災計画とは

甲賀市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害に対する予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた「甲賀市地域防災計画」を策定している。

◎計画修正の趣旨

本市地域防災計画（原子力災害対策編を含む）について、滋賀県の計画修正や関係機関の修正を踏まえ修正を行うもの。

1. 主な修正内容

(1) 改正された関係法令や上位計画等の改定内容等の反映

①高齢者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成 **【資料1】**
・個別避難計画の作成が災害対策基本法に明記されたことを受け、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、多様な関係機関との連携による個別避難計画の作成に努めることを記載。

②防災への女性参画や多様な性に対する視点の強化 **【資料2】**
・防災会議における女性委員の積極的な登用について記載
・避難所の運営等において、男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に配慮が必要な人の視点を持ち、配慮に努めることについて記載。また、性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めることについて記載。

③南海トラフ地震臨時情報発表時の本市配備体制について **【資料3-1, 3-2】**
・国「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更に伴い、南海トラフ地震臨時情報（半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり等の各ケースに伴う情報）が発表されることとなった。本市は特別強化地域に指定されていないが、防災対策推進地域に指定されており、臨時情報が発表されている間、どの程度の職員体制で、どの程度の期間、警戒態勢をとるか定めるもの。

(2) その他最新の取組等を踏まえた修正

① 関係機関から報告があった修正項目

【資料 4】

- ・ 誤記の修正や文言の統一
- ・ 担当部局への追加
 - 自衛隊災害派遣要請計画の担当部局（陸上自衛隊）
 - 義援金品配布計画の担当部局（甲賀市社会福祉協議会）
 - 毒物劇物施設災害予防計画の担当部局（甲賀広域行政組合消防本部） など

2. 報告事項

① 危機管理員会議（通称：次長級調整会議）の明記について 【報告 1】

② 避難所の見直しについて 【資料 4 参照】

- ・ 森林文化ホールの除外→フィランソ土山の指定
- ・ 甲南西保育園の指定
- ・ 水口東保育園・岩上保育園の除外→認定こども園ここのっす園の指定
- ・ 多羅尾保育園の除外
- ・ 鮎河地域市民センターの住所変更→再指定

③ 災害時受援計画の検証訓練の結果報告について 【報告 3】

④ 令和 4 年度市総合防災訓練について 【報告 4】

⑤ 甲賀市防災マップの作成と活用方法について 【報告 5】

⑥ 令和 3 年 8 月大雨の報告について 【報告 6 - 1, 6 - 2】

⑦ 大規模盛土調査の報告および開発行為の厳格化について
【報告 7】

⑧ 信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について 【報告 8】
（滋賀県流域治水の推進に関する条例規定）

⑨ 甲賀市国土強靱化地域計画改定案について 【報告 9】

以上